

○佐藤委員長 ただいまより、民生常任委員会を開会いたします。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。陳情第21号、精神障害者の社会的自立を促す各種助成制度の充実についてに関わりまして、委員の皆様から、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、判断できる状況にあるか、各会派にお聞きしてまいりたいというふうに思います。

それでは、自民党・市民会議。

○松田たくや委員 もう少し時間をください。

○佐藤委員長 民主・市民連合。

○白鳥委員 判断できます。

○佐藤委員長 公明党。

○室井委員 もう少し時間をいただきたいと思います。

○佐藤委員長 日本共産党。

○小松委員 判断できます。

○佐藤委員長 無党派G。

○ひぐま委員 判断できます。

○佐藤委員長 それでは、まだ判断できない会派がありますことから、今回は保留といたします。

次に、令和4年第4回定例会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算について、議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算について、議案第3号、令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について、議案第6号、令和4年度旭川市育英事業特別会計補正予算について、議案第7号、令和4年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について、議案第8号、令和4年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算について、議案第9号、令和4年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算についての以上7件につきまして、理事者から説明願います。

○浅田子育て支援部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管に係る事項について御説明申し上げます。

補正予算書第9号の3ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の子育て世帯緊急追加給付金支給費でございます。物価等の高騰に伴い、子育て世帯の生活への影響が大きいため、子育て世帯総合緊急給付金及び子育て世帯生活支援特別給付金の受給者のうち、10月末までに市外転居を行っていない者に対し、児童1人当たり1万5千円を支給するため、6億6千595万8千円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金2億3千707万8千円、一般財源4億2千888万円でございます。一般財源分につきましては、地方創生臨時交付金の対象となっております。

続きまして、議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、子育て支援部所管について御説明申し上げます。

初めに、補正の理由が人事院勧告に伴う給与改定によるものみの事業についてでございますが、事業ごとの御説明は省略させていただきます。補正予算書第10号の24ページから26ページにかけて、この給与改定によるもののみが合計で26事業ございます。合計で291万5千円を補正しようとするもので、財源は、国庫支出金が65万6千円、道支出金が24万6千円、一般財源が201万3千円となっております。

続いて、人件費によるもののみ以外の事業についてでございます。同じく補正予算書第10号の25ページ、3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費の上から4番目の施設等利用費給付費でございます。令和3年度及び令和2年度に北海道から受領した子育てのための施設等利用給付交付金が超過交付となっていたため、北海道に償還が必要となったもので、272万1千円を補正しようとするものでございます。財源は全額、一般財源でございます。

次に、3款2項1目の下から5番目の子育て世帯臨時特別給付金償還金でございます。令和3年度に国から受領した子育て世帯臨時特別給付金が超過交付となったため、国に償還が必要となったもので、449万6千円を補正しようとするものでございます。財源は全額、一般財源でございます。

続いて、保育所管理事務費でございます。保育士の処遇改善に係る加算が新設されることに伴い、認定保育所等の給付費を計算するシステムに改修が必要となったことによる委託費の増及び給与改定に伴うもので、合計139万8千円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が39万3千円、一般財源が100万5千円でございます。

続いて、保育所等光熱費支援費でございます。原油価格等の高騰に伴う認可保育所等の光熱費の負担の増が見込まれることから、認可保育所等に対しては、定員1人当たり3千200円、放課後児童クラブに対しては定員1人当たり1千500円の支援金を支給するため、2千451万1千円を補正しようとするものでございます。財源は全額、一般財源となっておりますが、地方創生臨時交付金の対象となっております。

続いて、子どもの未来応援費でございます。令和4年第2回定例会の補正予算として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮した子どもの居場所づくり事業を実施する団体に対し、令和4年7月から9月の3か月を対象として、1か所・1か月当たり4万円の補助を行っておりましたが、感染が拡大している状況を踏まえ、同様の補助を令和5年1月から3月の3か月間実施するため、204万円を補正しようとするものでございます。財源は全て一般財源ですが、地方創生臨時交付金の対象となっております。

次に、3款2項2目児童措置費の上から2つ目の子どものための教育・保育給付費でございます。令和3年度に受領した子どものための教育・保育給付費道負担金が超過交付となったため、北海道に償還が必要となったことから、243万7千円を補正しようとするもので、財源は全額、一般財源となっております。

続きまして、補正予算書26ページ、3款2項3目児童福祉施設費の一番上の子ども総合相談センター管理費でございます。原油価格等の高騰による施設の運営に係る光熱水費の増に伴い、61万8千円を補正しようとするものでございます。財源は全額、一般財源でございます。

次に、上から3番目の市立保育所管理費でございます。同じく原油価格等の高騰による施設の運営に係る燃料費、光熱水費の増及び給与改定に伴うもので、合計で525万4千円を補正しようとするものでございます。財源は全額、一般財源でございます。

次に、下から4番目になります、放課後児童クラブ運営費です。原油価格等の高騰による放課後児童クラブの運営に係る燃料費、光熱水費の増に伴い、404万6千円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が134万8千円、道支出金が134万8千円、一般財源が135万円となっております。

続いて、放課後児童クラブ開設費でございます。令和4年2月から、放課後児童支援員の処遇の改善のため、基本給などの3%に相当するおおむね月額9千円を引き上げる場合に、その引上げ分に対して補助を9月まで実施しております。10月以降につきましては、子ども・子育て支援交付金の補助対象事業となることが国から示されたことから、712万8千円を補正しようとするもので、財源は、国庫支出金が237万6千円、道支出金も237万6千円、一般財源も同じく237万6千円となっております。

次に、一番下の愛育センター管理費についてでございます。原油価格等の高騰による施設の運営に係る燃料費、光熱水費の増及び給与改定に伴うものでございます。補正額は371万9千円で、財源は全て一般財源となっております。

続きまして、議案第6号、令和4年度旭川市育英事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。補正予算書第1号の53ページを御覧ください。歳出の表になりますが、1款育英費、1項育英費、1目貸付事業費でございます。給与改定に伴い、育英資金の貸付事業に係る会計年度任用職員の報酬等が増加したことから、10万9千円を補正しようとするもので、財源は全額、繰入金でございます。

最後になりますが、議案第8号、令和4年度旭川市母子福祉資金等貸付事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。補正予算書第1号の62ページを御覧ください。歳出の表になりますが、1款1項1目、母子福祉資金等貸付事業費でございます。給与改定に伴い、母子福祉資金等貸付事業に係る会計年度任用職員の報酬等が増加したことから、4万5千円を補正しようとするもので、財源は全て繰入金となっております。

以上、よろしく願いいたします。

○向井保健所地域保健担当部長 議案第1号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分につきまして御説明を申し上げます。

第9号の3ページを御覧ください。一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書のうち、中段にあります4款1項2目の新型コロナウイルス感染症軽症者等支援事業費についてでございます。本市では現在、8月の第7波を超える規模の感染状況にあり、多くの市民に自宅で待機し、療養していただいておりますことから、感染者が外出することなく療養に専念できる環境を整備し、引き続き自宅待機者の支援を行うため、3月までの執行分として自宅療養セットの配付に係る委託料13億6千85万円を補正しようとするものであり、財源は全額、道支出金となっております。

続きまして、議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、保健所所管分について御報告を申し上げます。

第10号の26ページから27ページを御覧ください。まず、補正予算の補正の理由が給与改定

のみの事業につきましては、事業ごとの御説明は省略させていただきますけれども、26ページの下から2つ目にあります4款1項1目の栄養改善推進費から、27ページの3目、下から2つ目、狂犬病予防対策費まで、13事業で合計165万3千円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が93万9千円、道支出金が3万2千円、一般財源が68万2千円となっております。

次に、給与改定のみ以外の事業につきまして、御説明をさせていただきます。

27ページ、4款1項2目の上から4つ目になります、医療提供施設等物価高騰対策支援費についてでございます。本事業は、エネルギーや食料品などの物価高騰により影響を受けている医療提供施設などに対し、緊急的に支援金を給付し、負担を軽減することで、新型コロナや季節性インフルエンザの同時流行期における地域医療の安定、維持を図ることを目的としています。支援対象となる施設は、本年10月1日時点で、医療法など関係法令に基づき本市で開設している病院や診療所、歯科診療所、調剤薬局などで、支援金を含む事業費として7千654万1千円を補正しようとするものでございます。財源は全額、国の交付金を予定しております。

次に、その3つ下になります、新型コロナウイルス感染症対策費についてでございます。本事業は、新型コロナウイルス感染症の予防、感染拡大防止及び治療の促進を図るため、発生対応や疫学調査、薬剤師会休日対応への支援等を行う事業で、本年度は感染状況に応じて3か月ごとの予算を計上しておりますが、オミクロン株BA.5への置き換わりにより発生した第7波が、8月にピークを迎えた後も完全に収束することなく再び感染が拡大し、11月22日には1日の発生として過去最多の感染者数を記録するなど、感染症対策事業の継続、強化が必要となっておりますことから、1月以降も引き続き事業を継続するため、3月までの執行分として10億3千931万5千円を補正しようとするものでございます。なお、財源は国庫支出金、道支出金、一般財源及び旭川市新型コロナウイルス感染症対策基金からの繰入れとなっております。

次に、その2つ下になります、新型コロナウイルス感染症軽症者等支援事業費についてでございます。本事業は、市民が安心して自宅療養・待機に専念できるよう、自ら健康観察を行うためのパルスオキシメーターの配付及び回収に係る委託料につきまして、3月までの執行分として648万1千円を補正しようとするものでございます。なお、財源は全額、道支出金となっております。

次に、その下の段になりますが、4款1項3目のうち、上から2つ目にあります食肉検査費及び、その欄の一番下になります、動物愛護センター管理費につきましては、光熱水費の価格高騰及び給与改定に伴うもので、食肉検査費が67万9千円、動物愛護センター管理費で128万3千円を補正しようとするものでございます。なお、財源につきましては全額、一般財源となっております。

以上が保健所所管分の概要でございます。よろしくお願いたします。

○稲田税務部長 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、税務部所管に関わる事項について、御説明申し上げます。

補正予算書の22ページを御覧ください。2款2項2目賦課徴収費の説明欄に記載の5事業でありますが、これらはいずれも会計年度任用職員の給与改定に伴うもので、報酬、給料、期末手当に係る費用として計46万6千円を補正しようとするものでございます。

続いて、債務負担行為の追加でございます。補正予算書の4ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正（追加分）の上から2つ目、軽自動車税種別割納税通知書印字及び封入封かん業務

委託料と、その下にございます市道民税納税通知書等作成及び封入封かん業務委託料の2件でございます。これらはいずれも令和5年度の当初課税に向け、軽自動車税種別割、または市・道民税に関する納税通知書の作成や封入、封緘等の業務を一括して委託するもので、業務委託の期間が令和5年1月から翌年度にわたる契約となるため、債務負担行為を設定しようとするものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○林市民生活部長 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、市民生活部所管分につきまして御説明申し上げます。

補正予算のうち、給与改定に関するもの及び物価高騰による光熱水費等の増のみの事業については、補正予算書20ページから29ページにかけてお示ししておりますが、給与改定に関するものが17事業、338万2千円、物価高騰による光熱水費等の増によるものが11事業、1千266万1千円となっております。

続いて、補正予算書27ページにお示ししております4款衛生費、1項保健衛生費、4目火葬場費、旭川聖苑管理費であります。給与改定に関するもの及び物価高騰による光熱水費等の増で2千409万2千円、新型コロナウイルス感染症対策として空気清浄機等を設置するため239万6千円、合計2千648万8千円を追加しようとするものであります。

全体の財源といたしましては、国庫支出金が172万7千円、道支出金が1千円、一般財源が4千80万3千円となっております。

以上、よろしくお願いいたします。

○松本福祉保険部保険制度担当部長 第4回定例会に提案しております補正予算案のうち、福祉保険部所管分につきまして、順次、御説明申し上げます。

まず初めに、議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算についてであります。補正の理由が給与改定及び昇給抑制の一部回復措置に伴うものみの事業につきましては、事業ごとの説明は省略させていただきますが、補正予算書の23ページから26ページにかけて、28事業で合計942万5千円を補正しようとするもので、財源は、国庫支出金が78万2千円、道支出金が7万3千円、一般財源が857万円でございます。

次に、これ以外の事業についてであります。補正予算書の23ページを御覧ください。3款1項2目、障害者福祉費の一番上、障害者福祉センター管理費につきましては、電気代等の価格高騰に伴い、指定管理者への委託料を増額するもので、1千473万6千円を補正しようとするものでございます。財源は全額、一般財源でございます。

次に、上から3つ目の特別障害者手当等給付費につきましては、特別障害者手当等の受給者が当初の見込みを上回ったことに伴い、200万4千円を補正しようとするもので、財源は、国庫支出金が150万3千円、一般財源が50万1千円となっております。

次に、一番下の障害福祉サービス等事業者物価高騰対策支援金につきましては、障害福祉サービス等事業者が事業運営に必要な燃料費や食材費等の経費が高騰していることから、その経費を支援するもので、2千543万6千円を補正しようとするものでございます。財源は全額、一般財源でございます。

次に、24ページになりますが、3目老人福祉費の下から3つ目、地域包括支援センター運営費につきましては、電気代等の価格高騰に伴う複合施設における地域包括支援センター分の負担金の

増額及び給与改定に伴うもので、合わせて46万9千円を補正しようとするものでございます。財源は、国庫支出金が18万円、道支出金が9万円、繰入金が10万8千円、一般財源が9万1千円でございます。

次に、下から2つ目の介護サービス等事業者物価高騰対策支援金及び、25ページになりますが、2項2目、児童措置費の一番下、障害児通所支援等事業者物価高騰対策支援金につきましては、先ほどの障害福祉サービス等事業者物価高騰対策支援金と同様に、介護サービス等事業者及び障害児通所支援等事業者が事業運営に必要な燃料費や食材費等の経費が高騰していることから、その経費を支援するもので、それぞれ7千327万円、246万8千円を補正しようとするものでございます。財源は全額が一般財源でございます。

次に、債務負担行為補正についてでございます。補正予算書の5ページ、債務負担行為補正（変更分）を御覧ください。一番上の旭川市障害者福祉センター指定管理料でございます。これは、先ほど御説明申し上げました障害者福祉センター管理費の補正に伴い、限度額を変更しようとするものでございます。

続きまして、議案第3号、令和4年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算でございますが、補正予算書43ページを御覧ください。全て給与改定等に伴うもので、5事業で合計394万4千円を補正しようとするものでございます。財源は、道支出金が61万円、繰入金が324万4千円、諸収入が9万円となっております。

次に、債務負担行為でございます。7ページを御覧ください。国民健康保険料納入通知書等作成及び封入封かん業務委託料についてでございます。国民健康保険料の令和5年度賦課分の納入通知書等の作成と封入、封緘を一括して委託するため、令和5年1月までに契約を締結する必要がありますことから、債務負担行為を設定するものでございます。

続きまして、議案第7号、令和4年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算でございます。補正予算書の56ページから58ページにかけて、給与改定等に伴うもののみの事業は11事業で、合計388万8千円を補正しようとするもので、財源は、国庫支出金が26万1千円、道支出金が12万6千円、繰入金が339万円、支払交付金が11万1千円となっております。

次に、補正予算書の58ページを御覧ください。6款1項3目の償還金につきましては、前年度に交付を受けた国庫支出金の精算に伴う償還金として2億4千79万2千円を補正しようとするもので、財源は全額、基金繰入金となっております。

次に、3項1目の一般会計繰出金につきましては、先ほど御説明いたしました、一般会計の地域包括支援センター運営費の財源として10万8千円を補正しようとするもので、財源は全額が基金繰入金となっております。

続きまして、議案第9号、令和4年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算でございますが、補正予算書の64ページを御覧ください。全て給与改定等に伴うもので、2事業で合計77万3千円を補正しようとするものでございます。財源は全額が繰入金となっております。

以上、今回提案しております補正予算の概要となっております。よろしく御説明いたします。

○富岡環境部長 議案第2号、令和4年度旭川市一般会計補正予算のうち、環境部所管分につきまして御説明いたします。

初めに、お手元の一般会計補正予算書4ページの下から3番目を御覧ください。債務負担行為の

追加分のうち、（仮称）旭川市リサイクルセンター建設工事費についてでございます。これは、本市の缶・びん等資源物中間処理施設である近文リサイクルプラザに代わる新たな施設、（仮称）旭川市リサイクルセンターを整備するための工事費であり、今回の補正予算で債務負担行為を設定するものでございます。期間は令和7年度まで、限度額は26億7千万円となっております。なお、本事業の財源は、国の交付金である循環型社会形成推進交付金のほか、市債及び一般財源となっております。

続きまして、28ページ上段を御覧いただきたいと思っております。補正予算でございますが、給与改定及び物価高騰に伴うものとなっております。

初めに、4款2項1目じん荼処理費につきましては、補正額1千411万3千円のうち、給与改定に関するものが140万4千円、物価高騰による光熱水費と燃料費の増によるものが1千270万9千円となっております。

続きまして、その下、4款2項3目清浄所費につきましては、補正額429万2千円の全額が物価高騰による光熱水費と燃料費の増によるものとなっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○佐藤委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思っております。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、報告事項についてを議題といたします。まず、平成28年度から令和3年度における生活扶助費等負担金について、理事者から報告願います。

○山本福祉保険部生活支援課長 令和3年5月に実施されました会計検査院実地検査におきまして、生活保護費の障害者加算の認定及び年金給付金等の認定に誤りがあったため、国からの負担金交付額が過大であると本年11月7日に指摘を受けましたので、その内容について御報告させていただきます。

今回、指摘がありましたのは、平成28年度から令和3年度までに支給した生活保護費に関してであり、過支給した生活保護費は合計約412万円、このうちの4分の3に当たる約309万円が国からの負担金交付額でございます。誤りの内容といたしましては、障害者に対して生活保護費を増額する障害者加算について、加算の認定が不適切であると指摘されたものが6件、負担金188万5千275円、年金給付金等の収入が認定されておらず、調査が十分でない指摘されたものが4件、負担金121万1千505円となっております。

これまでの対応でございますが、被保護者に対しましては、会計検査終了後、過支給した生活保護費について誤りがあったことを謝罪し、返還が必要なことを説明して、理解を得た上で返還手続を実施いたしました。なお、指摘を受けた全該当ケースについて、令和3年度内に返還金措置及び調定を行っており、令和3年度国庫負担金で精算済みのため、国庫負担金の返還手続が発生しない旨、厚生労働省と協議済みでございます。

本件を受けての再発防止策についてでございますが、会計検査終了後、適正実施のためのケースワーカー用のマニュアルを作成し、令和3年12月に組織内に周知を行いました。また、特に障害者加算につきましては、従前の手順書をより分かりやすいものに改正し、令和4年11月に組織内

に周知したところでございます。これらを活用し、適切な認定作業等を行うことで、再発の防止を進めてまいります。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては退席していただいで結構です。

次に、初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更案に対する意見提出手続の実施について、第4次旭川市食育推進計画（案）に対する意見提出手続の実施について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○向井保健所地域保健担当部長 初期救急医療体制（夜間、休日等の救急診療）における小児科の診療時間の変更案に対する意見提出手続の実施につきまして、御報告をいたします。資料は3点お配りしておりますが、1枚目が概要、2枚目のA4横が救急診療体制となっておりますので、併せて御覧いただければと思います。

本市の初期救急医療体制につきましては、旭川市医師会と連携し、平日、土曜日、休日ごとに、9時から18時までの日中帯、18時から22時までの準夜帯、22時から翌日8時までの深夜帯における診療体制を整備しております。今回、変更を予定している小児科診療につきましては、市内開業医の当番医制により実施をしているところですが、協力医師の負担軽減のため、平成26年4月からは、18時から22時までの準夜帯につきまして、市内の小児科医を市立旭川病院に派遣するセンター方式により、小児科夜間急病外来として診療を行うとともに、昨年11月からは、土日、祝日等における在宅当番医の診療時間につきまして、A4横の資料の中ほどの③の部分になりますが、終了時間をそれまでの18時から17時に1時間短縮することで体制の維持を図ってきたところでございます。しかしながら、昨年の変更以降も、小児科クリニックの閉院や医師の高齢化、新型コロナ対応と市内小児科医への負担がさらに増加している状況にあることから、土日、祝日等における小児科夜間急病外来の診療時間につきまして、太枠で囲っている部分、2か所になりますけれども、終了時間を1時間短縮することについて、旭川市医師会から要望を受けたところでございます。

本市といたしましては、今後も初期救急医療体制における小児科診療を維持していくためには、小児科医の現状を踏まえた体制が必要であると考えており、土日、祝日等における小児科夜間急病外来の診療時間について、18時から22時までを、内科、外科と同様に18時から21時までと終了時間を1時間繰り上げることについて、令和5年4月1日からの変更を検討しており、変更案に対して広く市民からの意見をお寄せいただくため、意見提出手続を実施することといたします。なお、22時以降における市立旭川病院の夜間急病センター、平日及び土日、祝日等における在宅当番医による診療体制、重症患者に対する2次救急医療につきましては変更はありません。

意見提出手続は令和4年12月15日から令和5年1月16日まで実施し、いただいた御意見等を踏まえ変更案を確定してまいりたいと考えております。

続きまして、第4次旭川市食育推進計画（案）に対する意見提出手続の実施について御報告をいたします。資料を3点お配りしておりますが、1枚目の第4次旭川市食育推進計画（案）に対する

意見提出手続の実施についてをまず御覧ください。

本計画は、食育基本法に基づき、令和4年度で計画期間が終了する第3次旭川市食育推進計画の次期計画として策定するものであり、市民一人一人が食の大切さを理解し、自ら健康な食生活を実践できるよう、第3次計画における成果や課題、また、食をめぐる現状や、コロナ禍における社会情勢の変化などを踏まえ、策定をいたします。

計画案の内容につきましては、2枚目のA4横の計画（案）の概要を御覧いただければと思いますが、右側のほうに書いてありますとおり、基本理念や目標、スローガンを掲げ、5つの基本的な方向性を柱に10の基本施策を設定し、総合的に取組を推進することとしています。また、現計画における課題を踏まえ、心身の健康を支える食育の推進と家庭における食育の推進を重点施策として実施をしていきたいと考えておりますとともに、新たに、環境に配慮した食育の推進として、食品ロスの削減と食品リサイクルの推進を基本施策に設けたところであり、食育と関係が深い庁内関係部局や関係団体と連携し、取組を進めてまいりたいと考えております。計画期間は、令和5年度から9年度までの5年間としております。

意見提出手続につきましては、令和4年12月19日から令和5年1月27日まで実施し、いただいた御意見等を踏まえ修正等を行い、旭川市食育推進会議における最終審議を経て、令和5年3月中の策定を予定しております。

以上、御報告申し上げます。よろしく御願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

（「なし」の声あり）

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、新型コロナウイルス感染症の発生状況について、新型コロナワクチンの接種について、以上2件の報告につきまして、理事者から報告願います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 本市の新型コロナウイルス感染症の発生状況につきまして、資料に基づきまして御説明を申し上げたいと思います。資料を御覧ください。

まず、発生状況でございますけれども、11月22日に過去最多の877名の感染者の発表がありまして、現状といたしましては高止まり状態が続いているというような状況でございます。1枚目の資料の真ん中のグラフになりますけれども、人口10万人当たりの1週間の発生者数につきましても、先ほどと同日に過去最多の1千230.3名を記録しております。昨日の発生分を入れた今朝段階の数字につきましては、1千173.3名というふうになっておりまして、高い位置で推移している状況でございます。

なお、北海道及び札幌市と比較した場合のグラフが1ページ目一番下に載っております。前回報告時におきましては、本市が北海道及び札幌市よりも感染状況が悪い状況でございましたが、11月に入りまして、北海道、札幌市が追いついてまいりまして、現状といたしましては、ほぼ同様の感染状況というふうな形になってございます。

2ページ目を御覧いただきたいと思っております。2ページ目、真ん中のグラフになります、病床の稼働率でございます。11月5日に75.8%と、これも過去最高の稼働率を記録したところでございますが、2ページ目、下の表を見ていただくとおり、民間病院のコロナ専用病床の確保が進みま

して、一時期は60%程度に稼働率が落ちていたところではありますが、ここに来まして、70%前後の稼働率の推移というふうになってございます。これにつきましては、後に御説明申し上げますけれども、高齢者の感染者が多くなっていること、また、基幹病院等でクラスターが今起こっているところで、そういった部分で自院内の患者を抱え込むというようなこともありまして、一部医療機関におきましては稼働率100%というふうになっている状況でございます。

続きまして、3ページ目、真ん中にあります円グラフを御覧いただきたいと思っております。御案内のとおり、9月26日から全数届出の見直しがされまして、いわゆる4類型と言われます高齢者、治療の必要な方、入院の必要な方、そして妊婦、この4類型を除く方々につきましては数のみの把握で、個々の把握をしていない状況であります。一方で、4類型の方々については、9月26日から10月いっぱいまでは16.9%であったところではありますが、現状、11月においては22.6%ということで、いわゆる届出の対象者がここに来て増えてきているというような傾向が見られます。その届出対象者の部分でございますが、その下の円グラフを見ていただきますとおり、円グラフの右側がいわゆる若年層、左側の中の網かけが一番きつくなっているところが、いわゆる高齢者に当たるところでございますが、この60歳以上の感染者が、9月下旬から10月いっぱいまでは15.7%であったものが、現状として11月に入ってから約20%ということで、この部分が増えてきている状況で、その分、割合といたしましては、若年層の部分が少なくなっている、年代別で言うと若年層から高齢者へと感染の波が移ってきているというような状況でございます。

4ページ目、クラスターの状況でございます。まず最初に、年度別のクラスターの発生状況でありますけれども、令和2年度、令和3年度に比較しまして、令和4年度11月29日までの数字であります。もう既に昨年度の倍以上のクラスターが発生しているというような状況です。今年度のクラスターの発生状況でありますけれども、4月以降11月までがグラフに載っておりますが、11月につきましては、29日までの数字で、91件のクラスターが起きているということで、11月に入ってから高齢者施設、医療機関等でクラスターがかなりの割合で頻発しているというような状況でございます。クラスターの内訳といたしましては、全体のおおむね4分の3が高齢者施設、そして20%が医療機関、その他ということで、今年度のクラスターの内訳としてはそのような内容となっております。

最後になります。5ページ目、死亡者についてでございます。この死亡者というのは、あくまでもコロナに感染した方が、それが直接的な要因でなくても、亡くなった方をカウントするということになりまして、もともと持っている基礎疾患が原因で亡くなった方であっても、コロナに罹患されている場合につきましてはこの数字に入ることになります。今年度に入ってから、4月以降の各月の死亡者につきましては、公表日ベースで申し上げますと、残念ながら11月には49名の方々が亡くなっておりまして、全て高齢者になっております。もちろん亡くなった要因につきましては、コロナによります肺炎の方もいらっしゃいますが、基礎疾患等で亡くなっている方、あるいは、直接的、間接的なコロナの影響によって基礎疾患と交えて亡くなっている方などがございます。これにつきましては、現在、高齢者施設、あるいは医療機関等でクラスターが頻発している状況の中で、先ほど申し上げたとおり、高齢者の感染者が増えてきているということに伴ってこのような数字になっていると。特に、11月につきましては、医療機関のクラスターが非常に多いということで、医療機関に入院されている方、もちろん入院するということは、入院で治療が必要な

方ということになります。そういった体の状態が悪い方がコロナにかかってしまって、それで直接的、間接的な影響があって亡くなっているという方が非常に多くなっているというのが11月の特徴でございます。

いずれにいたしましても、今後もしばらくはこういった高止まり状況が続くのではないかというふうに保健所としては見ておりました。市民に対しても含めまして、注意喚起をしてまいりたいと思いますし、この後、ワクチンの説明があるかとは思いますが、ワクチン接種についても検討の呼びかけを行ってまいりたいというふうに考えてございます。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 新型コロナワクチン接種の状況について御報告します。

まず、資料の1、新型コロナワクチンの接種状況を御覧ください。表の中で2価とありますが、これは、オミクロン株対応2価ワクチンのことであり、接種人数は6万1千521人、全市民に対する接種率は18.8%となり、全国と同じ水準で進んでいます。

次に、年代別ですが、右側の色の濃いグラフが2価ワクチンであり、60歳から64歳の接種率が、4回目接種の途中で2価ワクチンに切り替わったことなどにより高くなっています。全体的に増加していますが、50歳以上の接種率の伸びが大きくなっています。下の左の円グラフですが、2価ワクチンの接種率は、2回目を接種した12歳以上が対象者となりますので、2回目接種人数を分母とした接種率は22.7%となります。右側の円グラフは、会場別の接種状況であり、医療機関での接種が全体の4分の3を占めています。2価ワクチンは、接種間隔が3か月に短縮されたことにより、11月初めに約5万人に接種券が届いたため予約が増加していますが、一方でキャンセルも多く、コールセンターや医療機関に問い合わせいただくと、予約できることもあります。予約、接種ともにまだ混んでいますが、徐々に落ち着いてくると予想しています。

次に、2枚目ですけれども、2、新型コロナワクチン接種の取組についてを御覧ください。

まず、1、接種見込数ですが、現時点では、接種は来年3月までとなっていますので、2価ワクチンは、3回目の接種率を参考に6割程度の19万7千回、初回接種は1回目、2回目の接種のことですが、今までの実績を基に2千回、5歳から11歳までの小児接種は、今後の3回目接種を見込んで4千回、6か月から4歳までの乳幼児接種は、小児接種を参考に15%とし、3回分の接種合計で4千回と見込んでいます。

次に、2、ワクチン接種の主な取組です。まず、(1)のバス接種ですが、このバス接種はもう既に終了いたしました。が、車椅子を利用される方もいますことから、雪が降るなど、気象条件が悪くならない時期に行いました。また、バス接種予約者の空きに応じて、自分で接種会場に来られる方にも予約枠を開放しました。接種人数は、バスを利用しない一般の方も含めて2千563人となりました。

次に、(2)の専用の集団接種ですが、いまだに1回目の接種希望の方がいらっしやいまして、先月、11月でも490の方が1回目を接種しています。また、副反応が軽めとの評判から、ノババックスワクチンを希望する方もおり、そうした方々に対して接種機会の確保が必要となっています。初回接種は人数が少ないため、医療機関で行っていましたが、従来型ワクチンの接種となり、今、国のほうでは、初回接種の方は2価ワクチンは打てないということになっております。それで、間違い接種を防ぐために、2価ワクチンとは別に予約枠を設けて接種するなど、医療機関の手間が

とても多くかかっていました。このため、市で専用の接種会場を設けて初回接種者などを引き受けることにより、医療機関では2価ワクチンの接種に専念していただこうと考えています。

(3)の高齢者施設等の巡回接種、いわゆる出前接種ですが、施設単位での接種を希望し、医療機関の手配ができない施設に対して、市から協力していただける医療機関を紹介しています。これは、1回目から行っており、4回目までで延べ194施設に医療機関を紹介しました。2価ワクチンについても既に希望が来ておりますので、今後も継続していきます。

最後に、(4)の乳幼児接種ですが、11月25日から対象者に接種券を発送しました。そして、一番早い医療機関では11月29日に予約を受け付け、あした、12月2日から接種が始まります。ほかの医療機関も、小児科を中心に順次始まる予定です。

資料の説明は以上ですが、現在、医療機関では、一般診療やコロナ患者の外来に加えて、インフルエンザワクチンの接種がピーク時期を迎えております。若い方の接種も多いと伺っています。その上、さらに新型コロナワクチン接種が重なっているため、医療機関の負担も大きくなっている中で、ワクチン接種に御協力いただいています。本市も、集団接種会場を土日のほかに平日夜間も開設し、さらに巡回接種を行うなど、多くの方に接種いただけるよう医療機関とともに取り組んでまいります。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

○小松委員 簡潔に何点か質疑させていただきます。

毎月分かりやすい資料を提供していただいて、ありがとうございます。

今、報告いただいた資料から、一つは、病床の稼働率を表でも示していただいております、2ページに。一般的には50%を超えると非常にきつくなると。これは、ベッドがあっても、スタッフが取られて、他の診療に影響を及ぼすということが一般的に言われているんですが、この下の表の、特に基幹病院を見ますと、市立旭川病院が100.0%の病床利用率です。市立病院の26床のコロナ対応ベッドというのは、フェーズ1、2、3ともに26床なんですよ。だから、空きがない状況になっていますし、日赤は80.8%、厚生病院は76.0%ということで、今、高止まりの状況で、この後、いわゆる第8波でさらに爆発的な感染というふうになると、この基幹病院の病床利用率は非常に危機的とも言える状況だと思うんです。これは、今のところは、ほかの医療機関がありますから対応できているのでしょうか、今後大丈夫なのかということなんですが、どうお考えになりますか。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 委員がおっしゃるとおり、現在の病床稼働率は非常に高い状況が続いているということでもあります。この間、私どももお声かけをさせていただいて、11月には新たに民間病院のほうで病床を設けていただくというような中で進めてまいりましたが、病床が増えて一時期は稼働率が落ちても、最終的にはすぐ埋まっていくというような状況が続いておまして、医療機関、あるいは施設等でリスクが少ないというふうに判断した場合には、それらの方にはステイしていただくということを基本とし、その中で、必要な医療を届けなければならない方については入院をしていただくというような形で、今は誘導しているところでございます。

委員の懸念の部分でございますけれども、まさにおっしゃるとおりでございます、基幹病院というのは、そもそもコロナを診る病院というわけではなく、そのほかに、さらに医療を必要としてい

る、特に急性期、高度医療を必要としている方々に医療を提供するのが本来、基幹病院の役割であります。ただ、コロナが始まって以降、旭川の場合につきましては、まずは基幹病院でコロナ患者を診ていこうという流れの中で、これまで病床を確保していただいていた状況にございますが、ここに来て、やはり、そういった高稼働率での運用が基幹病院自体の負担につながり、その結果として、例えば、救急医療でありますとか急性期医療のほうに影響が出始めているということも事実でありますので、今の高稼働率の部分については、我々もゆゆしき事態だというふうには認識しております。

したがいまして、やはり今後は、より多くの民間病院に御理解をいただく中で、さらに病床の確保を進めながら、少し基幹病院の負担を減らして、別な部分で基幹病院に頑張らせていただくということも含めて、総合的に考えていかなければならないものと考えております。

○小松委員 次に、クラスターの発生状況についてお聞きします。報告をいただいたように、高齢者施設が4分の3、医療機関が20%という状況で、クラスターそのものの件数が増えているんだけど、その中で高齢者施設が非常に多い。これは、旭川市内の特徴なのか、全道的にも同様な傾向が見られるのか、ちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 状況としては、全道的に、やはり、高齢者施設のクラスターが非常に多い状況で、高齢者施設に続くのが障害者施設ということであります。

今、疫学調査については、旭川市保健所のみならず、全道的、全国的に、いわゆる重点化を図りながら、ハイリスクの施設等を中心として行っております。つまり、逆に言うと、ハイリスクの施設以外については追っていませんので、クラスター化ということは認定しません。したがいまして、一部、そういう医療機関、高齢者施設、障害者施設というところにクラスターが固まって見えるわけであります。

ただ、そういう中で、私ども旭川市においては、医療機関も高齢者施設も障害者施設も、今のところは調査を行って、クラスターを確認し、公表してきている状況であります。道内一部ではそれができない状況にもう陥っておりまして、一部の自治体においては、医療機関でのクラスター発生がここ1か月ゼロと、これはおかしな話なんです。何かと言いますと、保健所の介入ができていない、つまりクラスターの認定ができないという状況で、ただゼロになっているということで、実際はあちこちの医療機関でやはり起きているというような状況もあるようなので、そういった意味では、旭川市のみならず、今、全道で、多少割合については前後するかもしれませんが、状況としては、高齢者施設が中心となったクラスターが頻発している状況にあるというふうに見ております。

○小松委員 いろいろな資料を見ても非常に厳しさが見てとれるわけですが、部長の所見で構わないので、今後どうなるかということに対して、現時点でお考えを聞かせていただければと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 非常に難しい質問でございまして、それが分かれば対策を組めということになるのかもしれませんが、過去の例を見ますと、大体ピーク時を迎えてからおおむね4週間、あるいは1か月ぐらいの間、高止まりをしていると。これは第6波、第7波であります今年4月あるいは8月も同様の状況でありましたので、それを踏まえますと、今回の大きな波につきましては11月下旬からということになりますので、そこから1か月間ぐらいはやはり高止まりをしていくのではないかとこのふうに見ることができます。ただし、そ

の1か月後となりますと、年末年始ということになりますので、4月のときもゴールデンウィークを挟むとまた感染が拡大していったということもありましたが、そういった社会的な要因等によりまして、また増加のほうに転じるということも考えられるところでありまして、懸念しているのは、今回は違いますが、これまではいわゆる株の変異で感染拡大が進んできているということで、道内で既に確認されている、いわゆるBQ. 1系統のオミクロン株の発生、拡大というものがここに乘っかってくると、非常に厳しい状態になるのではないかなというふうに考えております。

○小松委員 これは、専門家会議の中でも意見が出ていたという報道をちょっと目にした記憶があるんですが、要は、今、特に北海道は感染者が多いというふうに思っているんですが、今後、第8波も予想される中で、社会経済活動はこのままでいいのかという意見が専門家の中からも出されていたということでありまして。しかし、当面は行動規制をしないでという方針を持ったようでありまして、今までも、この2か月ぐらいを見ても、これが感染拡大の一つの要因、要素として見られているのではないかなと思うんですが、年末年始を含めて、今後、このまま行くと高止まりのままということも十分予想できるのかなと思っているんです。社会経済活動との両立はなかなか厳しいのではないかなと思うんですが、御意見をお聞かせいただきたいと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 今回、国においても、都道府県の実情に応じて、そういったお願いベースの部分、あるいは規制とかというものがかけられるというような方向が示されたわけでありまして。そのような中で、旭川地域だけではなく、現状としては、北海道全域の感染状況がよくないと。どこかが突出しているというよりも、もう全体的に悪いという状況なので、そういった部分につきましては、やはり北海道と協議を行いながら、今までは緊急事態宣言とか、まん延防止等重点措置などを実施してまいりましたが、そういった形がいいのか、そうではなくて自主的にやっていただくのがいいのかということも含めまして、そういった何かしらの規制を、本市のみならず、北海道全体で考えていくべきものと思っておりますので、そういう状況を迎えるような状況になれば、やはり、私どもとしても道としっかり協議をしてまいりたいというふうに考えております。

○小松委員 それから、マスクの着用についての考え方をちょっと確認させていただきたいと思えます。

国の説明とか、私もたまたま昨日でしたかね、移動中、ラジオで国会中継の答弁を聞かせていただく機会があったんですが、マスクの着用について、今、原則的にどうなっているか。屋外は、混雑していないところは着用しなくていいと。室内においても、一定の距離が保たれていて、会話をしない図書館等においては、着用しなくてもいいんだという説明がされているんですね。私も、大きく言えばそういうような考え方というふうに理解していたんですが、一つ懸念として、それをそのまま聞いて、多くの方が間違えた認識をしてもらったら困るなという思いがあるんですよ。それは、以前から、飛沫感染ということが盛んに、早い段階から言われてきております。その後、今は、エアロゾル感染、要は空気感染が主要という研究者の発言もあるんですね。空気感染の中にエアロゾル感染は含まれているようなんですね、区分けとしては。

ただ、飛沫というのは、一定の距離でもう床に落ちますから、空気中を浮遊することはない。今、空気感染が主要だとすれば、室内で距離を保つ、会話はしないとしたところでも、感染リスクは、私は、一定の割合であるんだろうと思うんですよ、浮遊しているわけですから。そこのところ、会

話しないからいいんだということだけで本当に大丈夫なのかどうなのか、ちょっと御所見をお聞きいたします

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 空気感染というのは、そもそも空気中の水蒸気の微粒子とウイルスが結びついて、それで浮遊すると。エアロゾルというのは、水分以外の何かしらの粒子と結びついて動くということで、はしかとか水ぼうそうは、たしかこれに当たるはずなんですけど、空気感染、エアロゾル感染はいずれにしても、要は浮遊する距離が飛沫感染と違いまして、非常に大きいというか、長いというか、そういう特徴があります。したがって、感染力が当然強いというような形になるわけでありますので、単なる飛沫感染ですと、例えば、マスクをすることで飛沫を浴びない、あるいは飛沫を飛ばさないということになりますけど、これが空気、エアロゾルということになりますと、そうはいかないわけであります。

したがって、その一定の空間の中で、例えば、換気がなされて空気の流れがちゃんとできているというようなところについては、かなりリスクが下がりますので、そういった場合についてはマスクがなくてもいいということになるかもしれませんし、あと、会話でありますとか、そういったような行為を行わないということになれば、これもやはりリスクは下がるということになりますけど、北海道においては、これからの季節、なかなか換気のしづらい時期でもありますので、保健所としては、やはり、換気できないことを前提として、極力、室内においてはマスクの着用というのをやっていただきたいなというふうには考えております。

○小松委員 私も同感なんですよ、換気次第だと。これからの季節を考えると、少人数とか、会話しないからいいということそのままでのみにすると、なかなか、それだけでは駄目なのかなという思いであります。

次に、今、これだけ感染が高止まりの状況が続いております。保健所のスタッフの皆さん方は非常に御苦労されているというふうに思いますが、このコロナ感染対策で対応されてきている保健所の職員の皆さんの状況はどうなっているのか、課題があればどういうことなのか、お聞かせいただきたいと思っております。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 現在、保健所業務の重点化、そしてアウトソーシングを進める中で、職員の努力もありまして、何とか応援をいただかないで行っている状況ではありますが、ただ、保健所といたしましてもコロナ対応というのを非常に重点的に行うというような中で、現在、保健所本体からの応援は相変わらずいただいているというような状況であります。委託先についても、これまで一緒に業務を行ってこる中で、非常に業務にも慣れて、精通してきている状況もありますので、今後も一緒に業務を行いながら、やっていきたいというふうに思っています。

ただ、これだけ蔓延状況が続きますと、我々の職場だけではなく、職員が感染、あるいは濃厚接触者になって欠けていくということが、やはり一番懸念されることではないかなというふうに思っていますので、これは我々だけではなく、やはり優先的にやっていかなければならないこと、あるいは、今すぐやらなきゃならないことということ判断しながら、選択と集中をかけながらやっていかなければならない時期が、そう遠くないうちに来るのではないかと懸念しているところであります。

○小松委員 年末年始を迎えていくわけですが、高止まりを少しでも下げていく、感染を広げない、

そのために、担当部長として、これだけは市民に呼びかけておきたい、それを守ってくれればだんだん減っていくということがあれば、御指摘いただきたいと思います。

○浅利保健所新型コロナウイルス感染症対策担当部長 それができるのであればいいんですけども。

過去2年間は、実は年末年始は流行していないんです。2年前は、御案内のとおり、メガクラスターが終わった後、第3波が終わった後の状況でありましたし、去年は、オミクロン株である第6波の前ということで、幸いなことに2年間は流行していないんですが、今年はさすがに覚悟していかなくちゃならないかなというふうに考えております。

やはり、年末年始となると、旅行、帰省とかということがありますので、そういった旅行先、帰省先での感染対策というのは十分行っていただきたいと思いますし、ふだん会わない方と会う季節、時節でもございますので、そういった部分で、ふだんにはない行動をすることになりますので、やはりそういった部分についてお気をつけいただきたいというふうに思います。

あと、年末年始なので、当然ながら、ふだんは診療、治療をやっている医療機関が一時期脆弱な体制になるわけでありますので、そういった部分では、医療機関に頼らないで、自分で自ら検査できるようなキット、今、そういった抗原検査キットが薬局で売っておりますので、そういったものをあらかじめ、家族の人数分とかを準備しておいて、何か変だなと思ったときには、そういったキットを使って自ら検査をしていただくと。特にリスクのない年代の方々については、そのようなことをお勧めしたいですし、結果として感染しているかもしれませんので、そういった部分も踏まえて、自分が感染したときの準備、例えば、解熱剤が今、家にあるだろうかというのを確認していただいて、なければ購入する。それから、せめて、当面、2、3日間の飲料とか食事などの備蓄などもしていただくということで、医療機関に頼らないで、自らがきちっと一定限の時間稼ぎというか、生活できるだけの準備をぜひしていただきたいなというふうに思います。あと、インフルエンザのこともありますので、そういった意味では、対策は一緒でありますけれども、基本的には、いつ、どこでなるか分からないという強い危機感を持った上での行動というものを市民の方々にはしていただきたいというふうに思います。

○小松委員 ワクチンについても、2～3問、ちょっとお聞きしておきます。

高止まりで、第8波はいつ押し寄せてくるかという状況なんですが、接種率の資料をいただいております。前回もお聞きしたんですが、そういう状況に鑑みて、どこまで接種率を上げていくおつもりで対応されているのか、お聞きいたします。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 ワクチンの接種については、皆様も御承知だと思うんですけども、昨年、第4波ぐらいでしたか、高齢者の方の感染が激増したときに、ワクチン接種が進むことによって、急激に感染者、重症者が減ったということがありますので、やはり、ワクチンには一定の効果があるというふうに私たちは考えております。

ただ一方で、この資料でもちょっとお話しさせていただいたんですけど、2価接種の見込みで6割程度というふうには一応私どもで押さえているんですが、やっぱり希望としては、多ければ多いほどいいということがあります。今まで、1回目、一番多い方で5回目という方を経験して、私どもの感触としても、結構ワクチンに対しての信頼感ですとか、そういうのが高まってきたと思うんですが、打たない方というのは、やはり打たないというところもありますので、一定のところ接種率というのは止まるのかなと思います。先ほど申し上げたように、1回目を打ちたいという方も

まだいっちゃいますので、そういう方のために、接種機会は確保していきたいと思っております。

○小松委員 それからもう一点、インフルエンザの流行の時期ということで、同時接種は構いませんよということが広く言われてきております。それで、私の経験なんだけど、市内の医療機関で同時接種できますかって聞いたら、うちでは2週間空けることにしていますということで、対応が医療機関によって異なっているわけなんですよ。これは、いい、悪いを論じるつもりはないんですが、どういう事情でそういうふうになっているのかということについて、お聞きをしたいと思います。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 予防接種については、今回、インフルエンザとコロナは同時でもいいということで国からは指示が来ているんですけど、一般的には、ワクチンの種類にもよりますが、2週間ですとか3週間空けるというのが今、標準的なところになっております。この件についても、主に小児科の先生たちともいろいろお話をしている中で、やはり、同時にしないほうがいいんじゃないかとちょっと慎重なお考えがあるので、2つ、一応御紹介したいと思います。

一つは、同時に打って副反応が出た場合、どちらのワクチンが原因かというのがやっぱり分かりにくくなるということが心配されているのと、もう一つは、同時に打つとなりますと、接種の前にワクチンを用意しなきゃいけない、そういうときには間違い接種というのが非常に起こりやすいと。やはり、今までも間違い接種の報告とかもありますので、そこを慎重に考えた結果、できれば分けて打ちたいという先生方もいらっしゃいます。国では同時も可能ということになっておりますけど、やはり、現場の皆さん、医療機関の先生方のほうが、子どもたち、もしくは患者さんの体のことを十分分かっていらっしゃるの、話合いをしながら、医療機関の皆様の考えも尊重しながら進めているところです。

○小松委員 ワクチンの最後ですが、ワクチン接種をしたくないという方は確かにいらっしゃるんですよ。個人的な受け止めでは、多くなってきたのかなというような印象もあるんですよ、3回目の副反応がひどかったとかということもあって。

それで、今、副反応はどういうふうな状況になっているのか、報告が寄せられているのかということについて、最後にお聞きをいたします。

○長谷川保健所新型コロナウイルス感染症対策監 副反応については国のほうで一元管理ということで、各自治体ではなかなか細かいところまではお話しできないんですけども、副反応の疑いがあるという場合は、医療機関から国に直接報告があるんですが、今の段階で国のほうで公表している副反応の報告の中で、重篤の報告というのが、ファイザーの場合は、1回目が、率でいきますと0.004%、2回目が0.003%、3回目が0.001%、モデルナは、1回目と2回目が両方同じで0.002%、3回目が0.001%という状況になっております。

予防接種には、予防接種法に基づいて健康被害救済制度というのがあります。その中で、アナフィラキシーというのを皆さんも耳にしたことがあると思うんですけど、これは、国のほうで基準が定められておまして、このアナフィラキシーというのは、接種後4時間以内に、例えば蕁麻疹ですとか血圧低下など、2つ以上の身体的症状が同時に発生した場合、それが3日以内に完治するのはアナフィラキシーと。これは、一般的には重い副反応と認められるというふうに国も言っております。そこで、市の状況なんんですけども、健康被害救済制度の相談ですとか申請とかは実は市に

も来ているんですが、アナフィラキシーと認められるものは6件ほど来ております。これは最終的に国のほうで審議して、承認になるかどうかというのはまた別な話なんですけど、そうしますと、今、旭川市全体で1回目から現在まで約9万2千回を接種しているということで、先ほど申し上げた国の重篤の率と比べましても、旭川市としてもそれほど高くない、比率的には大体同じ程度かなというふうに考えております。

ただやはり、そういう重い副反応に遭われた方にとっては、大変苦しい思いをされていると思いますので、だから大したことないということは私たちも言うつもりは全くありませんが、副反応のリスクというのもありますけども、感染した場合の症状のリスク、また重篤化のリスク、後遺症のリスクというのもありますので、そこも考えて、接種を御検討いただきたいと考えております。

○小松委員 終わります。

○佐藤委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者については、退席していただいで結構です。

次に、缶・びん等資源物中間処理施設整備・運営事業の見直しに関する評価・検証について、旭川市食品ロス削減推進計画(案)に対する意見提出手続の実施について、以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○富岡環境部長 缶・びん等資源物中間処理施設整備・運営事業の見直しに関する評価・検証について、御報告申し上げます。

当該事業につきましては、本常任委員会でこれまで御報告させていただいたとおり、当初、民間活力を活用するDBO方式での事業実施に向けて取り組んできたところでございますが、コストの上昇や参入意向を示す民間事業者が少なくなったことなどの新たな課題に対応するため、事業手法を含めた事業内容等の見直しを行ったところでございます。今回、こうした見直しに至った要因を分析した上で、評価、検証を行い、報告書を取りまとめましたので、その概要について、お手元の資料に沿って御説明いたします。

1ページ目から6ページ目までは、主な見直しの内容やこれまでの経過などを整理しております。7ページからは、見直しに至った要因として、事業の進め方と、関係部局間の連携及び推進体制の2つの項目を挙げ、それぞれ分析及び評価、検証をまとめております。

まず、要因の1点目、事業の進め方でございます。7ページから10ページの上段までは、整備基本構想の策定から事業手法等の見直しに至るまでの経過、10ページから12ページに評価、検証を2つの小項目に分けて記載しております。

初めに、整備基本構想の策定について、その概要を御説明いたします。10ページの中段を御覧ください。整備基本構想に記載した概算事業費は、PFI導入可能性調査において、VFM、バリュー・フォー・マネーを算定し、事業手法を比較検討することを前提とした金額であり、また、事業の詳細や建設用地が決まっていなかった中での算定であることから、事業費が変動する要素が大いにあったものと捉えており、整備基本構想に変動要素を併記するなどの配慮が必要でありました。また、本市のPFI活用指針では、PFI導入可能性調査を検討する前に基本構想や基本計画を策定し、庁内調整などを経ることを原則としておりますが、今回、当該調査の後に整備基本構想を策定

していることから、本活用指針に示した手順どおり進めるべきであったとまとめております。

1 1 ページを御覧ください。小項目の 2 つ目、アドバイザー業務についてでございます。ごみ処理施設の整備に係る各種計画の策定等には、コンサルタント会社の支援を受けることが他の自治体でも多く見られ、本市においても、P F I 導入可能性調査やアドバイザー業務について、コンサルタント会社に委託して事業を進めてきたところでございます。コンサルタント会社は、他都市での類似業務の経験やこれまでに蓄積したデータの活用により、算定した事業費の裏づけを行う能力を有しておりますことから、その活用が求められるところであり、また、本市も、コンサルタント会社の能力を十分に発揮できる的確な指示を当初から行えるよう、民間活力の活用事業に対する知見を深めるほか、庁内での協力体制をあらかじめ構築しておく必要があったとまとめております。

続いて、1 2 ページの中段から 1 3 ページを御覧ください。要因の 2 つ目、関係部局間の連携及び推進体制についてでございます。環境部では、整備基本構想の策定後の調査で事業費の増額を確認しましたが、総合政策部に予算要求資料を提出するまで、情報共有や対応の協議を行っておらず、庁内での情報共有の在り方及び事務の進め方について、反省すべき点がございました。また、ごみ処理施設のような専門的で大規模な事業を進めるに当たっては、技術系職員の配置及び技術系部局との緊密な連携が肝要であります。本事業を専任で担当する技術職員がおらず、体制として不十分であり、また、技術系部局である建築部や土木部との連携が不足していたとまとめているところであります。

続いて、1 3 ページの下段から 1 5 ページを御覧ください。最後に、評価・検証のまとめ及び今後の方向性についてでございます。今回の一連の事務の経過を考慮しますと、環境部は当初から、民間活力の活用手法を意識して事務を進めており、関係部局との連携を密に図りながら、要所ごとに立ち止まって現状や方向性を確認、検討するなど、より慎重な取組が必要であったとまとめております。本事業は、D B O 事業として公募を始める前に事業内容等の見直しを行い、本市の財政的な負担の軽減につながったことに鑑みますと、見直しの判断は適切であったと考えておりますが、事業に手戻りが発生したことについてはしっかりと反省する必要があるとございます。民間活力の活用につきましては、P F I 法が施行されて 2 0 年以上が経過する中、国や他の自治体の様々な公共施設で実績が見られ、また、今後、よりスリムで効率的、効果的な行政運営を進める上で重要な取組の一つであると考えております。そのため、今後、各種施設の整備等に当たりましては、事業担当部局をはじめ、各関係部局が民間活力の活用手法に係る制度や P F I 活用指針の内容を深く理解した上で取り組むことと併せまして、民間活力の活用手法に対する市内各業界の理解が深まるよう、官民ともに取組を進めていくことが重要であります。このほか、今回及び過去の評価・検証事項を踏まえ、関係部局のそれぞれが課題・問題意識を持って、積極的に関わりながら、全庁的な視点で枠組みやルールづくりを行うなど、民間活力の活用に向けて体制等の充実を図っていかねばならないとまとめております。

本報告書の概要は以上でございますが、この内容につきましては、環境部としてしっかりと受け止め、引き続き（仮称）旭川市リサイクルセンターの整備をはじめとするごみ処理施設の整備に取り組んでまいります。また、本報告書を庁内で共有化し、民間活力の活用に向けた体制等の充実、各部局の事業推進に生かしてまいります。

引き続き、旭川市食品ロス削減推進計画（案）に対する意見提出手続の実施について、御報告申

上げます。お手元の資料を御覧ください。なお、資料につきましては、1枚目が意見提出手続の実施に係る概要、2枚目に本計画の概要、3枚目以降が計画案となっており、本日は、1枚目の資料に基づき御説明申し上げます。

まず、旭川市食品ロス削減推進計画の策定の趣旨についてでございますが、現在、食品ロスの削減は国際的な課題ともなっており、令和元年度には食品ロス削減推進法が施行されたことなどを踏まえ、本市においても具体的な内容を定め、食品ロス削減に取り組んでいくことを目的として策定するものであります。

次に、計画の概要でございますけれども、本計画につきましては、4つの章で構成されておまして、第1章は計画策定の趣旨等として、計画策定に至った社会動向や計画の位置づけ、計画期間などについて定めております。第2章は食品ロスの現状と課題として、国や北海道、そして本市の食品ロスの推計値、市民アンケートの結果、本市のこれまでの取組などについて整理しております。第3章は、食品ロス削減の推進方針及び施策として、計画を推進するに当たっての基本理念や目指す姿、具体的な数値目標、そして基本方針と具体的な取組などを記載しております。最後に、第4章は計画の推進として、消費者や事業者、団体、そして行政に求められる役割や行動の整理、食育推進会議を中心とした計画の推進方法について定めております。

本計画の計画期間は令和5年度から令和14年度までの10年間とし、令和5年度から本計画をスタートさせるために、今回、意見提出手続を行うものでございます。意見提出手続につきましては、令和4年12月23日から令和5年1月31日までの期間を予定しており、市政情報コーナーや各支所、公民館などで資料を配付するとともに、市ホームページにおいて実施する予定でございます。なお、提出いただいた御意見を基に必要な修正を行った上で、食育推進会議での意見聴取など、必要な手続を踏み、令和5年3月の策定を予定しております。策定後は、本計画に基づき食品ロス削減に係る取組を進めてまいります。

以上、御報告申し上げます。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 なければ、ただいまの報告に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、旭川市いじめ問題再調査委員会委員について、理事者から報告願います。

○浅田子育て支援部長 旭川市いじめ問題再調査委員会の設置については、令和4年第3回定例会で関連する補正予算及び条例の議決をいただき、準備を進めているところでございます。

このたび、委員5名の選任に至りましたので御報告申し上げます。配付資料、旭川市いじめ問題再調査委員会委員内定者名簿を御覧ください。現時点では就任依頼済みですが、既に委員就任承諾書の提出を受けた方と、まだ届いていない内諾の段階の方がおりますので、内定者としているところでございます。

この5名の方の内訳といたしましては、弁護士が2名、精神科医と心理学者、教育評論家がそれぞれ1名となっており、うち4名の方は大学等の研究者でもございます。いずれの方も、児童問題に深く取り組まれている専門家で、いじめ問題の調査経験も豊富な実績を有しておられます。

今後、全員の委員就任承諾書の受領や、所属団体等の手続が完了次第、できるだけ早期に第1回

再調査委員会を開催したいと考えております。

以上、よろしく願いいたします。

○佐藤委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

○小松委員 何点かちょっと確認をさせていただきたいと思います。

今、再調査委員の内定者について報告がありましたが、この間の選定の経緯について、簡潔に御説明いただきたいと思います。

○竹内子育て支援部次長 当該事案の内容、再調査に至る経過を踏まえ、本件再調査に最も適任と思われる方につきまして、各業界関係者やインターネット等の情報から選考し、調査対象、被害者及び加害者等との利害関係のないことを確認した上で、遺族側にも確認をいたしまして、了承を得ながら、市長が選任してまいった経過があります。

○小松委員 さきの議会でも質疑が繰り返されてきた課題なんですね。それで、第3回定例会最終日の10月7日には、議会として附帯決議が提出され、採択されていると。附帯決議では、再調査の委員会の設置に当たっては、調査対象者と利害関係のない公平、公正、中立な人選を行うことというふうに述べられているわけですし、今報告された内定委員の皆さん方の選定に当たっては、この議会の附帯決議に対してしっかりと対応し切れたという認識なのかどうか、お聞きをいたします。

○竹内子育て支援部次長 附帯決議で示されました、委員会設置に当たりまして、公平、公正、中立な人選を行うことや、再調査の実施に当たりまして、適宜、議会へ報告することにつきましては、再調査の正当性や社会的な責任からも非常に重要であると認識しております。今回の人選に当たりましては、この点を十分踏まえて行ったものであります。

○小松委員 当然、選定の中で、こうした方々をお願いをしようとお願いをする場面では、どのような観点で、あるいはどのような内容で、今後、諮問する方向なのかなどを含めて、協議が行われたものというふうに思います。

さきの議会でもいろんな角度から質疑が行われています。第三者機関による報告書、いじめ防止等対策委員会の調査報告書が既に出されていて、これをまた調査し直すのかというようなことも危惧する指摘、質疑があったものであります。

それで、選定した後、委員をお願いするに当たって、どういう内容を諮問しようとしているのか、当然、御説明されてきたものと思いますが、その点について、行政の考え方、内定した皆さん方にお伝えした内容、これについて御説明いただきたいと思います。

○竹内子育て支援部次長 まず、諮問事項として想定される概要につきまして、再調査実施を判断した3つのポイントであります、いじめの事実関係の再検証、認定されたいじめと死亡との関連性の再検証、再検証を踏まえての学校、市教委の対応検証や再発防止策の評価、この3点につきまして、説明をしてきております。

○小松委員 私は、その説明した内容について、要は、さきの第三者機関で検討いただいた諮問事項がありますよね、それに対する報告書をいただいています。例えば、自殺に至った因果関係は不明だということもありました。それから、提供を求めても提供されなかった資料もあるなど、質疑でも答弁されているんですが、さきに諮問した事項で、既に調査し、不明な点は別として、報告書に述べられている、それらを重複する形でさらに諮問したいんだという御説明だったのか、さきの段階でなかなか解明に至らなかった、この部分の再調査を想定したものなんだというふうに御

説明されたのか、ちょっともう少し分かりやすく御答弁いただきたいと思います。

○浅田子育て支援部長 さきの対策委員会の調査報告書と同じ調査をまたゼロからやり直す、そういったものではないということで御説明しております。対策委員会の調査は調査として、しっかりとやっていたいて、明確じゃない部分というのがどうしても残ってしまったと。それに対しての御遺族側の所見というのももちろんございました。そういう中で、これは再調査という制度がありますので、この中でしっかりともう一度チェックをしていきたいというところで、委員が今おっしゃられましたように、不明とされているいじめと自死との関係、ここがメインになるんですが、このところをもう一度、この5人の専門家の方に検証、調査していただくと。この目的は再発防止でございますので、そこの結果によって、今、対策委員会で出されている再発防止、これにまた新しく何か加わったりするのではないかと、そういう考えで再調査委員会を設置したいというふうに御説明してきてございます。

○小松委員 今日御報告いただいた5名の方々は、それぞれ専門分野をお持ちの方というふうに思われます。しかし、全員が道外の方なんです。それで、この後どれぐらい期間を要するか分かりませんが、協議、会議が開催される運びになるんだろうというふうに思います。全員、道外の方々ということで、開催方法をどういうふうに想定しておられるのか、日時の設定なども非常に難しい課題も出てくる可能性はあるのかなというふうに思うんですが、御説明をいただきたいと思います。

○竹内子育て支援部次長 会議につきましては、旭川市内の会場で開催するほか、オンラインによります会議の方法も予定しておりますが、今、委員の言われた内定の委員につきましては、首都圏に在住しておりますことから、各委員のスケジュールに応じ、都内で開催するなど柔軟に対応し、日程調整の都合で調査が停滞することのないよう運営を行っていきたいと考えております。

○小松委員 もう一つは、これも委員の皆さん方に御説明されたかどうか私は存じ上げませんが、既にいじめ防止等対策委員会からの報告書を受け取っている行政側として、これを再調査するわけですから、一定の時期には報告書が提出されるものというふうに思うんです。この報告書において、さきにいただいた報告書と、受け止め、考え方、結論めいたことが異なる報告書が提出された場合、それぞれが必要な調査を行って、責任の下に行政に提出した異なる内容の報告書が2つ存在することになった場合、優位性というものは、私は、その基準を持つことはできないだろうというふうに思うんですが、そのことについての考え方をお示しいただきたいと思います。

○竹内子育て支援部次長 いじめ防止対策推進法の第28条に基づく調査、それから、今回の第30条第2項に基づく調査につきましては、法律上、どちらが優位だという規定はありませんので、仮に、相反する調査結果であったとしても、それぞれの調査結果としてひとしく重く受け止めるものでありまして、再調査によってさきの調査が無効になるという関係にはないものと考えております。

再調査の実施につきましては、これによって、不明とされていたものが明らかになるということをご期待しているものでありますが、いずれの調査につきましても、大きな目的といたしましては、重大事態を踏まえましていかに再発防止策を講ずるかということにありますので、再発防止策の提言などにおきましては、さきの調査結果で得られた対策に加え、新たな事実が明確になった場合につきましては、それを踏まえた追加の再発防止策が示されることが考えられます。

○小松委員 最後ですが、部長にお聞きいたします。

さきのいじめ防止等対策委員会、いわゆる第三者委員会が調査を行っている最中にも、行政側からも発信された経緯があるんですね、時間がかかり過ぎるとか、こういう観点でやってほしいとか。各種メディアも様々な角度から報道されてきていたと思います。私は、こうした5名の方に要請をして、委員を引き受けてもらって、再調査委員会設置となれば、しっかりとその役割を果たしてもらうためにも、ああでもないこうでもないという発信は、行政側からはあってはならないと。同時に、ユーチューブを含めて、様々な角度から報道されるということは、これは起こり得るんだろうと思う。そこで、委員の5名の方々にも失礼にならないように、あわせて、さきに報告書を提出していただいた皆さん方にも失礼にならないように、委員会を設置し、5名の方々にも何を調査してもらうのかということも改めて、市民や議会やメディアの皆さん方に分かりやすく、しっかりと御説明をしていただく、その説明責任を果たしていただくことが極めて重要だろうと私は思うんです。そこを少しおろそかにすると、またいろんな声や報道がされかねないと思うんです。何を目的にして委員会設置して、今日報告いただいた内定者の皆さん方に、それぞれの専門の立場から意見を述べていただいて、報告書の提出をしてもらうのか、ここをしっかりとやっていただかないと、最終的な再発防止というその目的に照らしてもね、そこを曖昧にしては、私がおかしな世論形成、あるいは、様々な報道がなされてしまう。市民が、一体どうなっているんだということに陥ることがないように、慎重に、明確に、透明性、公正性を持って、スタート段階においてはやっていただきたいと思うんですが、見解をお聞きいたします。

○浅田子育て支援部長 再調査はもちろん、その前の調査もそうなんですが、調査の目的は、何があったのかということ、それをしっかり調べて、何がいけないのだろうというその反省点、そして何を改善してどう再発防止していくかと、これが基本線でございます。委員のおっしゃられるように、調査の目的はこれで間違いないわけですので、そこに向かってやらなくちゃならない。その中で、これだけ関心を集めていることですので、いろいろなところから、途中でいろんな御意見もあるかと思えます。私どもは事務局として、再調査委員会の5名の委員の方々には、今申し上げたことは既にお願しておりますし、5名の委員さんも、皆さん、もともと経験の豊富な方ですので、そこは、私どもが言うまでもないぐらいには御理解はいただいております。もちろん、だからといって知らんということではなくて、そこはまた設置に当たりまして、しっかりとそういったことで委員の皆さんと事務局も共有してまいりたいと思えます。そういう中で、委員会の第三者としての独立性といいたししょうか、そういったところで、我々が内容について何か横やりみたいなことを言うことは一切ございませんが、その枠組みといいたししょうか、目的が決して揺らぐことがないということは、私どもがしっかりと責任を持って、市民はもちろん、社会に対しても、しっかりと進めていると自信を持って言うことができるように、取り組んでいきたいというふうに考えております。

○小松委員 終わります。

○佐藤委員長 他に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○佐藤委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前11時54分